

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月29日

1. 執行機関の別	2: 教育委員会
2. 都道府県名	岐阜県
3. 市区町村名	山県市
4. 届出番号	3
5. 独自利用事務の事例番号	37-1-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.city.yamagata.gifu.jp/shisei/mynumber/p-8633.html">http://www.city.yamagata.gifu.jp/shisei/mynumber/p-8633.html</a>

執行機関名 山県市教育委員会

知事等(教育委員会)が行う特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務(負担金に係る事務)以外の事務であって、地方公共団体においてこれと同様に個人番号を利用する事務(補助金に係る事務)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
① 事務の名称	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定めるもの	山県市就学援助費支給要綱(平成18年山県市教育委員会告示第1号)及び山県市特別支援教育就学奨励費支給要綱(平成25年山県市教育委員会告示第4号)に基づく就学のための援助に関する事務
② 番号法別表第1の項	26	
③ 番号法別表第2の項	37	
④ 番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		山県市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第32号) 別表第1 第6の項 山県市就学援助費支給要綱(平成18年山県市教育委員会告示第1号)及び山県市特別支援教育就学奨励費支給要綱(平成25年山県市教育委員会告示第4号)に基づく就学のための援助に関する事務
⑤ 事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和二十九年六月一日法律第百四十四号) 第一条	山県市特別支援教育就学奨励費支給要綱(平成25年山県市教育委員会告示第4号)第1条
⑥ 事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、 <u>教育の機会均等の趣旨</u> に則り、かつ、特別支援学校への就学の特殊事情にかんがみ、国及び地方公共団体が <u>特別支援学校に就学する児童又は生徒</u> について行う必要な援助を規定し、もつて特別支援学校における <u>教育の普及奨励</u> を図ることを目的とする。	第1条 この要綱は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第81条の規定による小学校又は中学校の <u>特別支援学級</u> (以下「特別支援学級」という。)に就学する児童生徒の <u>保護者の経済的負担を軽減</u> するため、特別支援教育就学奨励費(以下「就学奨励費」という。)を支給することについて、必要な事項を定めるものとする。
⑦ 独自利用事務の関連規範		山県市特別支援教育就学奨励費支給要綱(平成25年山県市教育委員会告示第4号)